下水道工事特記仕様書

平成３１年（２０１９年）３　月
川 崎 市 上 下 水 道 局

目　次

建設副産物に関する共通事項特記仕様書……P.1
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島指定処分地）……P.2
川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書（横浜市環境創造局改良土プラント）……P.3
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（建設資源広域利用センター）……P.4
一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書……P.5
一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書……P.6
一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書……P.7
一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）……P.8
一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書……P.9
過積載特記仕様書……P.10
現場環境改善特記仕様書……P.11
舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書……P.12
１日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書……P.13
陶磁器くず処分特記仕様書（陶管）……P.14
水道管移設特記仕様書……P.15
加瀬水処理センターの処理水利用に関する特記仕様書……P.17
私道内公共下水道道路復旧工特記仕様書……P.18
グラウンドマンホール特記仕様書……P.19
グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書……P.20
環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書……P.21
安全施設類及び交通誘導員に関する特記仕様書……P.22
無石綿化への対応に関する特記仕様書……P.23
生コンクリートの使用に関する特記仕様書……P.24
集水ますの縦断面図に関する特記仕様書……P.25
支障埋設物及び試験堀工に関する特記仕様書……P.26
取付管の埋戻しに関する特記仕様書……P.27
建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書……P.28
雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書……P.29
下水道工事電子納品特記仕様書（完成図：ＴＩＦＦ形式）……P.31
下水道工事電子納品特記仕様書（完成図：ＣＡＤデータＳＸＦ（ＳＦＣ）形式）……P.32
デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書……P.33
現場代理人の工事現場への常駐に係る特記仕様書……P.35
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する
省令第４条に関する手続き特記仕様書……P.36
下水道工事地盤変動影響調査特記仕様書……P.37

建設副産物に関する共通事項特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　建設副産物に関する共通事項特記仕様書による。

川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

(浮島指定処分地)

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島指定処分地）による。

川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書

（横浜市環境創造局改良土プラント）

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書（横浜市環境創造局改良土プラント）による。

川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

(建設資源広域利用センター)

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」(川崎市建設緑政局)　川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（建設資源広域利用センター）による。

一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書による。

一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊

処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書による。

一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書による。

一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書

(委託処理の場合)

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」(川崎市建設緑政局)　一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）による。

一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書による。

過積載特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　過積載特記仕様書による。

現場環境改善特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　現場環境改善特記仕様書による。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書による。

１日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　１日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書による。

陶磁器くず処分特記仕様書〔 陶管 〕

第１条　処分方法

本工事で発生する陶磁器くずは、当該廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者（以降、「受託者」と言う）に委託しなければならない。

第２条　処分計画

１．施工計画書の作成に際し、受託者と締結した契約書の写し（収集、運搬又は処分の受託者の許可番号を含んだもの）と処分場所までの運搬経路を明記し提出すること。

尚、受注者が収集・運搬の許可を取得しており、自らその行為を行う場合は、許可証の写しを提出すること。

２．処分終了後、すみやかに産業廃棄物管理票を監督員に提示し、確認を得ること。

第３条　取り壊し条件

陶磁器の取り壊しは、縦・横・厚さの平均寸法が 30cm 程度以下の大きさに破砕すること。なお、陶磁器に付着物が著しい場合は、付着物を取除くこと。

第４条　運搬経路

運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めなければならない。

第５条　運行管理

受注者は運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な処置を講じなければならない。

第６条　検査等

受注者は工事完了後、産業廃棄物管理票及び処分状況の写真等を監督員に提示しなければならない。

第７条　遵守事項

受注者は運搬に際し、道路交通法を十分遵守しなければならない。

第８条　管理票の保管

受注者は産業廃棄物管理票を５年間保管しなければならない。

第９条　再委託の禁止

受注者は収集運搬、処理を再委託させてはならない。

水道管移設特記仕様書

１． 本工事施工期間内において、水道管布設替え又は切廻しの必要が生じたときは、別に指示する事項と合わせて本仕様書に基づき施工しなければならない。

（１） 受注者施工区分

１） 水道管（口径 75㎜～350㎜）の布設替え等に伴う土工事１式
（水道管布設工の埋戻し材は、契約図書記載の材料を用いることとする）

２） 水道管布設（既設管口径 150 ㎜以下の連絡工事に伴う配管作業を含む）及び撤去工事

３） 給水管付替工事

４） 撤去管の処分

５） 支給品及び残材の運搬

６） 不断水連絡工

（２） 前項に定める工事は、すべて「川崎市上下水道局下水道工事標準仕様書（管きょ編)」、「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書」、及び「特記仕様書」に基づいて施工しなければならない。

２．(設計図等の作成について)

水道管移設にあたっては、試掘工等により現地の調査を十分に行い、移設工事において必要になる水道管布設設計図（布設図、撤去図、給水付替図、配管図、その他監督員が必要とするもの）を作成し、監督員と協議すること。

３．(管路材料の調達について)

管路材料については、調達方法の別によって以下のとおりとする。

（１）管路材料を本工事で購入する場合

水道管移設工事依頼段階において作成した水道管布設設計図に基づき、材料を調達すること。

（２）管路材料を支給材としている場合

管路材料を支給材としている場合は、倉出し及び未使用の残材の倉入れにあたっては、上下水道局水道部職員の立ち会いの上、行うこと。

（管材料置場） 川崎市上下水道局 総務部 管財課

〒210－0013 川崎市中原区上平間１１８３ 平間浄水場内

４．(残材について)

本工事で発生した残材（水道管、弁、栓等）の有価物は、受注者に払い下げるものとするため、受注者の責任において適切に処分すること。

５．(管路材料等の保管等)

受注者は、水道管等の管路材料は、責任をもって保管し、損失等が生じた場合は一切の損害を賠償しなければならない。

なお、受注者は、水道管搬入に伴う管置き場の管台、キャンバー等も準備すること。

６．（給水管付替工）

給水管付替工については、川崎市上下水道局指定給水装置工事業者を充て施工しなければならない。

なお、既設給水管の管種が PD、VD、PC、SUS の場合は、直近で付替えとする。前記以外の管種の場合は、宅地内第一バルブまで付替えを行うため監督員と協議すること。

７．（不断水連絡工）

水道管布設に伴う連絡工事は原則として不断水連絡工により施工し、その工法は管凍結（不断水凍結工及び仮止水工）によること。連絡工事の施工方法は、監督員及び上水道局水道部との協議により決定すること。

８．（水圧試験）

水道管布設後の水密性を確認するため、「水圧試験施工基準特記仕様書」に基づき、水圧試験を行わなければならない。

試験区間、試験日時、試験方法等について、監督員及び上下水道局水道部と協議すること。

９．（給水管破損の場合の措置）

工事中、給水管を破損した場合には、標準仕様書に基づき事故処理を行うともに、直ちに川崎市上下水道局指定給水装置工事業者に補修させ、所管の課または配水工事事務所に当該措置内容を報告すること。

10.（完成図書の作成について）

水道管移設工事完成後においては、完成図書を作成するとともに、残材の処分を含めた管路材料の集計表を作成し、監督員へ提出すること。

11.（その他の事項）

（１）工事記録写真について、第１項の工事にかかる「工事写真」は速やかに監督員に提出すること。

（２）夜間保安設備について、受注者は安全確保のため、夜間保安設備の措置に十分留意すること。

（３）受注者は、設計図書等に明示されていない事項で疑義が生じた場合、監督員と協議しその指示に従うこと。

加瀬水処理センターの処理水利用に関する特記仕様書

１．処理水の利用目的

本仕様書は、加瀬水処理センターより発生する下水処理水の有効利用を目的としている。

使用用途については、下水道管渠清掃用に限る。また、受注者は当該工事以外に処理水を使用してはならない。

２．利用計画書及び利用報告書の提出

受注者は、処理水を使用するに当り、事前に利用計画書を作成し、監督員へ提出すること。

また、工事完了後に利用計画書により使用した結果及び使用状況について、利用報告書を作成し監督員へ提出すること。

３．安全対策

受注者は、給水栓より給水する場合は、周辺交通、加瀬水処理センター、加瀬クリーンセンターの交通に支障がないように交通誘導等の必要な安全対策を講ずること。

４．使用方法

(1) 給水栓の使用は原則として、平日（土曜・休日を除く）午前９時～午後５時までの間とする。
それ以外の時間帯で給水栓の使用が必要な場合は、監督員と協議すること。

(2) 処理水は加圧ポンプによる給水を行っているため、給水車に搭載のポンプによる取水を行った場合、給水装置が破損するので自然給水で取水すること。

(3) 給水栓の形状は、消火栓と同形状のため消火栓用のホースを接続し給水する。

(4) 給水栓の使用者は、近隣の交通状況等に支障を来さぬよう必要な安全対策を講じ、給水待ちの車両がないように給水車両の運行を行うこと。
また、給水栓の設置位置は周辺の住居と接していることから給水中は車両のエンジン・ラジオ等を停止し、騒音の発生を防止すること。

５．鍵の管理

給水栓の鍵は工事発注の監督部署から受注者に貸与するものとするが、受注者は鍵の管理者を定め、利用計画書に明記するとともに給水栓鍵借用書を監督員へ提出すること。

また、鍵の貸与期間は工事着手日から完成日までとする。

尚、監督部署並びに給水装置の管理者から返還の要求があった場合は直ちに鍵を返還すること。

６．損害賠償

給水栓の使用に当って、第３者並びに発注者、給水装置の管理者に損害を与えた場合は、使用者は速やかに賠償を行うこと。

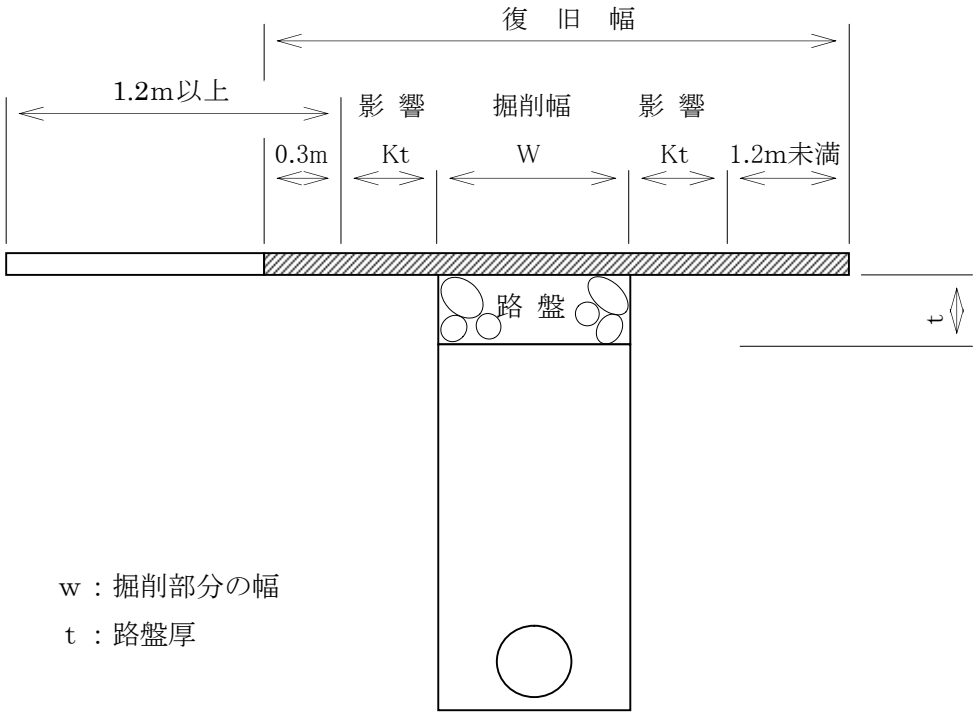
７．その他

この特記仕様書に定めのあるものの他に疑義が生じた場合は、発注者並びに給水装置の管理者と協議し指示に従うこと。

私道内公共下水道道路復旧工特記仕様書

１．復旧幅は、掘削幅に影響部分を加えたものを原則とする。

２．工事による影響を受けない部分が片側で 1.2m 未満になった場合は、表層及び基層のみその部分を含めた範囲とし、1.2m 以上の場合は 0.3mとする。



３．工事の施工による既設舗装の、毀損影響部分は受注者の負担で復旧する。

４．仮復旧工

路盤材は、再生クラッシャーランとする。表層材は加熱式再生アスファルトコンクリートとする。

５．復旧範囲

ａ）路盤の影響幅＝Ｗ＋２Ｋｔ　　Ｋ：コンクリート舗装の場合 1.4
アスファルト舗装の場合 1.0

ｂ）アスファルト舗装の復旧幅＝Ｗ＋２Ｋｔ＋0.3m＋0.3m

注）工事による影響を受けない部分が片側で 1.2m未満になった場合はその幅を加え、1.2m以上の場合は 0.3mとする。

ｃ）コンクリート舗装の復旧……各ブロック単位の復旧とする。

ｄ）砂利道の復旧幅は、掘削幅とする。

ｅ）取付管と取付管の復旧間隔が 1.2m以内の場合は、表層及び基層のみ、その間も復旧する。

６．使用材料

アスファルト混合物、路盤材は、再生材を使用する。

グラウンドマンホール特記仕様書

本工事においてグラウンドマンホールを使用する場合は、「下水道用鋳鉄製マンホールふた仕様書（平成 18 年 12 月 1 日）」（川崎市）による認定を受けた製品を用いること。

なお、不明な点がある場合は本市監督員と協議し、その指示に従うこと。

補足留意点

- 本工事において組立マンホールを施工する場合は、組立マンホール側塊上部の継手形状は、調整ワッシャー及び間づめモルタル（1:2）の替わりに調整駒及び無収縮モルタルを使用する。
- 本工事置いて現場打ちマンホールを施工する場合は、マンホール蓋受枠と調整ブロックの間は調整駒を使用し、モルタル（1:2）の替わりに無収縮モルタルを使用する。
- 無収縮モルタルの仕様は、グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書のとおりとする。

グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書

１．適用範囲

本仕様書は、本市におけるグラウンドマンホールの施工に使用する調整部用モルタルについて規定する。

２．材　料

調整部用モルタルは、施工性に優れたプレミックスのセメント系モルタルとし、無収縮・高流動・超早強性を有し、耐久性に優れたものであること。

３．品　質

３－１　物理的性質は次表のとおりとする。J_{14}ロート流下時間の測定は、ＪＳＣＥ‐Ｆ５４１‐１９９９（「充てんモルタルの流動性試験方法」　土木学会　コンクリート標準示方書規準編）により行うものとする。また試験条件は、温度２０±３℃、相対湿度８０％以上とする。

項　　目	規格値
J_{14}ロート流下時間（秒）	６±２

３－２　圧縮強度は次表と同程度以上とする。圧縮強度の測定は、４０×４０×１６０㎜の角柱供試体を用い、ＪＩＳ　Ｒ　５２０１（セメントの物理試験方法）に準じて行う。

温度	圧縮強度（N／mm^2）				
(℃)	1.5時間	３時間	１日	７日	２８日
５	４．９	９．８	２４．５	３９．２	４９．０
２０	９．８	１４．７	２９．４	４４．１	５８．８
３０	９．８	１４．７	２９．４	４４．１	５８．８

４．業者は、第３項各号に規定する調整部材の物理的性質及び圧縮強度に関して、本市が必要と認めた場合、その試験成績書を提出しなければならない。

５．管方法及び使用上の注意

５－１　調整部用モルタルの保管は、できるだけ乾燥した室内のパレット上で保管し、水に濡れたり吸湿したりするような保管を避けること。

５－２　モルタルは使用期限内のものを使用すること。

５－３　水たまり部への充填や降雨時の施工はしてはならない。

５－４　モルタルの使用に際しては、使用方法・使用上の注意を遵守すること。

６．その他

本仕様書に明記されていない事項については、協議の上決定するものとする。

環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書」（川崎市建設緑政局）　環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書による。

安全施設類及び交通誘導員に関する特記仕様書

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。なお、交通誘導員については設計条件明細書に示す配置人員を原則とし、道路使用許可申請を行うものとする。ただし、警察等第三者との協議の結果、配置人員の変更の指示を受けた場合は書面により指示を受け、それを添付して打合せ書を監督員へ提出し協議すること。

無石綿化への対応に関する特記仕様書

受注者は、石綿による健康被害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対応すること。

１．使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。なお、「石綿を原材料としていない証明書」等を提出し、監督員の確認をうけること。

２．下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにすること。

生コンクリートの使用に関する特記仕様書

「下水道施設における土木コンクリート構造物の設計について」について国土交通省都市・地域整備局下水道部　下水道事業課企画専門官より平成13年8月23日付け事務連絡に伴い、本工事において下水道標準構造図を使用する場合、コンクリート呼び強度 24N／㎟ 以上、水セメント比 55%以下の物を使用するが、マンホールのインバート部については、18Nとする。尚、下水道施設構造物の基礎部及びその他(道路構造物等)については従来通り（18N、21N）使用する。

集水ますの縦断面図に関する特記仕様書

集水ますの縦断面図における深さの表示については、地表高さから管底までの深さ表示となっており、実深さではない。施工にあたっては、15cm 以上の泥溜を確保すること。

支障埋設物及び試験堀工に関する特記仕様書

本工事における試験掘工の延長については、別添設計条件明細書のとおりであり、地下埋設物については詳細に確認するとともに、支障となる場合はすみやかに関係企業者と打ち合わせを行い対処すること。特に、図面に表示されていない埋設物が現地にある場合も考えられるので、必ず確認の上、施工すること。なお、試験掘工の埋戻しは、山砂（埋戻し用砂）で行うこと。

取付管の埋戻しに関する特記仕様書

埋戻材は、山砂（埋戻し用砂）を使用すること。

建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書

建設副産物一時仮置場及び工事用資材置場等は請負人の責任において管理し、付近住民の苦情のないよう充分配慮すること。 万一苦情が発生した場合は、速やかに対処すること。

雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書

本特記仕様書は、局地的な大雨に対する安全管理の強化について規定したものであり、下水道管渠等に作業員が入坑して作業をする工事・委託等のうち、雨天時に雨水の流入により急激な水量の増加により作業員に危険を及ぼすものを対象とする。

対象となる工事・委託の受注者は本特記仕様書に則り、作業の中止や開始、再開について判断するとともに、安全対策を実施すること。

また、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」の内容を十分に理解し、現場安全管理の向上に努めなければならない。

１．作業の中止基準

受注者は、突発的な局地的集中豪雨に対して工事の安全管理に万全を期すために、作業開始前と作業開始後について次の基準を遵守すること。

(1) 作業開始前

・ 当該工事箇所及び上流域に降雨または雷が発生している場合は、作業を開始しない。
・ 当該工事箇所及び上流域に洪水または大雨の注意報・警報が発表されている場合は、作業を開始しない。
・ 作業開始前に管渠内の水深を測定し、異常が認められる場合は作業を開始しない。

(2) 作業開始後

・ 当該工事箇所及び上流域に降雨又は雷が発生した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
・ 当該施工箇所及び上流域に注意報または警報が発表された場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
・ その他、地上監視員が中止と判断した場合や、管渠内の状況に異常があると作業員等が判断した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。

２．作業開始、再開の条件

受注者は、作業の開始及び再開にあたって、次の３項目全てについて確認すること。

・ 当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、洪水または大雨の注意報・警報が発表されていないこと。
・ 管渠内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないこと。
・ 作業開始前の安全確認について、施工計画書に定める全ての事項。

３．現場特性の事前把握

受注者は、着手前に当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握すること。収集する情報としては気象情報のほか、下水道管渠施設情報、地形情報、既往情報等がある。

４．気象情報を迅速に把握するシステムの活用

受注者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、地上監視員を配置するとともに、地上監視員の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムの配備し、その情報を適宜確認すること。また、現場特性に応じては管渠内の水位等を監視する担当者を配置するとともに、水位を定期的に測定すること。

５．退避計画の作成

受注者は、作業員が管渠内から地上に安全かつ迅速に退避するため、人命を最優先とした退避計画の作成しなければならない。

なお、退避計画作成時には、次の事項に特に留意すること。

・ 現場に即した作業中止基準について
・ 緊急時の資機材の存置と、その流出防止対策について
・ 退避指示の確実な伝達方法（ブザー付き回転灯の配備等）について
・ 以上の検討結果や、退避時に存置する資機材などによる管渠内の状況や退避時間を考慮した退避ルートと退避手順について

６．不測の事態に対する安全対策実施

受注者は、現場の特性に応じては、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、流出防止柵の設置、人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、安全帯の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならい。

７．安全教育の実施

受注者は、工事着手前に退避訓練を実施し、退避計画の見直しの必要性を検証しなければならない。

また、工事等を行う日にはツールボックスミーティング等により作業員全員に対し、当日の作業内容、安全器具の設置状況、使用方法、当日の天候の状況及び退避時の対応などの内容を周知徹底するとともに、現場に即した安全教育・訓練を準備期間中に実施しなければならない。

８．局地的な大雨に対する安全対策を盛込んだ施工計画書の作成

受注者は、作業箇所に係る現場特性について情報収集・分析してあらかじめ危険性等を十分に把握した上で、１～７の対策について施工計画書に反映させなければならない。

下水道工事電子納品特記仕様書

【完成図：ＴＩＦＦ形式】

（電子納品）

第１条 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、最終成果物を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領(平成 28 年 2 月版）（以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

（成果品の作成）

第２条　受注者は、成果品の作成にあたっては要領のほか、「電子納品に係る補完説明資料（工事編)」に準じて作成するものとする。また、不明な点やこれにより難い場合は、監督員と協議し決定すること

（成果品の提出）

第３条　受注者は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（DVD-R）で２部提出すること。

２　電子納品の対象となるデータは、写真、図面（「ファイリングデータ作成要領」に基づく図面（ＴＩＦＦ形式）（以下「下水道完成図」という。)、地質データ（新規に調査した柱状図、位置図、試験データ等）とする。

３　「受注者向け納品データ作成ツール」工事管理ファイル内の完成図面に格納する図面は、「要領」に記載のＣＡＤデータ（ＳＸＦ（ＳＦＣ）形式）ではなく、「下水道完成図」を格納すること。

４　受注者は、要領の「５．納品媒体の確認方法」に従い確認用書類を提出すること。

５　受注者は、成果物納品の際は、「電子媒体納品書」を添付して提出すること。

（事前協議）

第４条　受注者は、契約締結後速やかに要領に定める事前協議を実施すること。なお、協議に当たっては、「下水道工事事前協議チェックシート」を用い受注者記入部分を記入のうえ、提出すること。

（ウィルス対策）

第５条　受注者は、成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。

（関係資料）

第６条　川崎市電子納品要領は本市ホームページからダウンロードすること。

（http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0-0.html）

（その他）

第７条　その他、要領に記載されていない項目や不明な点については、監督員と受注者で協議のうえ決定するものとする。

下水道工事電子納品特記仕様書

【完成図：ＣＡＤデータＳＸＦ（ＳＦＣ）形式】

（電子納品）

第１条　本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、最終成果物を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領(平成 28 年 2 月版)（以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

（成果品の作成）

第２条　受注者は、成果品の作成にあたっては要領のほか、「電子納品に係る補完説明資料（工事編)」に準じて作成するものとする。また、不明な点やこれにより難い場合は、監督員と協議し決定すること

（成果品の提出）

第３条　受注者は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（DVD-R）で２部提出すること。

２　電子納品の対象となるデータは、写真、図面、地質データおよびその他データとする。なお、土質データおよびその他データが存在しない場合については納品の必要はない。また、受注者は、電子納品対象（写真、図面、土質データ、その他データ）以外のものは、従来どおり紙で２部提出するものとし、要領で特に記載のない項目については監督員と協議のうえ決定すること。

３　受注者は、要領の「５．納品媒体の確認方法」に従い確認用書類を提出すること。

４　受注者は、成果物納品の際は、「電子媒体納品書」を使用すること。

（事前協議）

第４条　受注者は、契約締結後速やかに要領に定める事前協議を実施すること。なお、協議に当たっては、「下水道工事事前協議チェックシート」を用い受注者記入部分を記入のうえ、提出すること。

（ウィルス対策）

第５条　受注者は、成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。

（関係資料）

第６条　川崎市電子納品要領は本市ホームページからダウンロードすること。

（http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0-0.html）

（その他）

第７条　その他、要領に記載されていない項目や不明な点については、監督員と受注者で協議のうえ決定するものとする。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

（適用）

第１条　本仕様書は、工事写真撮影において被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報を電子的に記入する「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」（以下「電子黒板」という。）」の対象となる工事（以下「対象工事」という。）に適用する。

２　受注者が電子黒板の導入を希望する場合は、契約締結後速やかに監督員の承諾を得たうえで対象工事とすることができる。

（対象機器の導入）

第２条　受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）の選定及び調達を行うこと。選定する使用機器は、次の各号に示す要件を満たすものとし、工事着手前に監督員に提示すること。

使用機器の事例として、ＵＲＬ「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」に記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２　下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準に示す小黒板に記載する項目を電子的に記入ができること。

３　「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（ＵＲＬ「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載されている技術を使用した信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有すること。

（小黒板情報の電子的記入）

第３条　受注者は、前条の使用機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録することができる。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準に示す小黒板に記載する項目による。

２　対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

（工事写真の取扱い）

第４条　電子黒板を用いた工事写真の取扱いは、下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準に準ずる。

２　小黒板情報の電子的記入については、下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準「６．写真の編集等」に定める写真編集には該当しない。

（電子納品）

第５条　受注者は、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した電子黒板を用いた工事写真を「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る保管説明資料（工事編）」に基づき、電子納品すること。

2　受注者は、電子納品時に JACIC が提供しているチェックシステム等（信憑性チェックツール）ＵＲＬ「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」を用いて、電子黒板を用いた写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出すること。

現場代理人の工事現場への常駐に係る特記仕様書

（適用）

第１条　本仕様書は、川崎市上下水道局が発注する公共工事において、「現場代理人の工事現場への常駐に関する要綱（以下「要綱」という。）」に基づく、現場代理人の常駐義務の緩和対象となる工事に適用する。

（常駐義務の緩和）

第２条　本工事の現場代理人は、要綱の条件を満たす場合、兼任または常駐を要さないことができる。

（現場代理人の責務）

第３条　現場代理人は、川崎市上下水道局工事請負契約約款第 11 条 2 項の規定に基づき、常駐義務を緩和するそれぞれの工事現場について、常に正しく現場状況等を把握し、安全管理や住民対応等、適切な工事現場の運営及び取締りを実施するとともに、常に監督員との連絡体制を確保すること。

（常駐義務緩和の承諾）

第４条　受注者は、常駐義務緩和の対象とする場合、必要事項（適用条件、工程表など）を記載した書面を監督員に提出し、事前に承諾を受けること。

（法令の遵守）

第５条　受注者は、建設業法等関係法令を順守すること。

特に、本仕様書の適用については、建設業法第 26 条第 3 項に基づく、主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

（その他）

第６条　本仕様書に定めのない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、適切に対応するものとする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第４条に関する手続き特記仕様書

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事です。受注者は、建設リサイクル法の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めて下さい。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めて下さい。

なお、本工事を落札し受注の際には、次のとおり対応してください。

（１） 請負契約の締結前におこなう手続き

１）建設リサイクル法第１２条に基づき、発注者に分別解体等の内容について説明（協議）してください。（「説明書」を提出）（注１参照）

２）契約日の２日前までに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第４条の基づく書面」（以下、「書面」という）を記載の上、その書面を発注担当課に持参し、書面の「施設の名称」の欄に記載した施設が川崎市の指定登録工場または指定登録施設であることを双方で確認後、日付の入った受付印を押印したものを受領して下さい。（注２参照）

（２） 請負契約時に財政局資産管理部契約課あて提出する書類

１）発注担当課の受付印が押されている書面を提出してください。・・・・①

２）契約書に上記①を複写したものを提出してください。（２部）

（３） 工事施工中

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化してください。

（４） 再資源化等の完了時

再資源化等が完了した時は、すみやかに建設リサイクル法第１８条に基づき「再資源化等報告書」を川崎市の監督員に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存してください。

（５） その他

１）分別解体等及び再資源化について、建設リサイクル法の趣旨を十分踏まえて工事の施工にあたってください。

２）指定工場登録リスト（ＣＯ塊・Ａｓ塊）、指定業者登録名簿（木材）及び必要な書類は、局ホームページから以下の手順でダウンロードできます。

上下水道局ホームページ

→　事業者の方へ　→　請負工事関連　→　上下水道共通　→　建設リサイクル法関係帳票様式集

※注１　発注者に説明した内容を下請者に対しても告げて下さい。

※注２　川崎市ではコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、指定登録工場制（建設発生木材については、指定登録施設制）を採用していますので書面には、川崎市の指定登録工場または指定登録施設を記載してください。

下水道工事地盤変動影響調査特記仕様書

（目的）

第１条　本仕様書は、川崎市下水道事業が施工する建設工事等に伴って発生する振動又は地盤変動等による建物等への影響を判断するため、地盤変動影響調査を行う場合に適用する。

（調査範囲）

第２条　受注者は、現地確認を行った上で工事の影響範囲を考慮し、地盤変動影響調査の対象家屋について監督員へ提出し確認を受けること。

（調査方法）

第３条　調査は本特記仕様書に基づき業務を実施するほか、別紙「地盤変動影響調査特記仕様書」及び「事業損失に係る建物等の修復費算定業務特記仕様書」に従って施行しなければならない。

（立会い）

第４条　請負者は、地盤変動影響調査（事前調査）を行うため、建物等へ立入り調査を行う場合には、原則、権利者の立会いを得なければならない。

（調査完了時）

第５条　調査完了時には、別表１第８号様式に必要事項を記入の上、署名捺印をうけること。また、地権者より調査辞退（一部辞退）の申し出があった場合は、辞退した場合の取扱いについて地権者へ十分に説明すること。

（施工完了時）

第６条　全ての施工が完了した路線について、地盤変動影響調査（事前調査）を実施した家屋を対象に地権者へ地盤変動影響調査（事後調査）実施について意思確認を行い、別表１第１４号様式を監督員へ提出すること。

地盤変動影響調査特記仕様書

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　この特記仕様書は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年5月2日付け中央用対発第４号）第２条（事前の調査等）第５号（建物等の配置及び現況）、第４条（損害等が生じた建物等の調査）及び第７条（費用の負担）の調査算定に適用するものとする。

第２章　建物等の調査算定

第１節　数量等の処理

（建物等の計測）

第２条　建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第２位（小数点以下第３位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第２位の計測が困難なものは、この限りでない。

２　建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

３　建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第３条　建物等の調査図面に表示する数値は、第２条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

２　建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第４位まで算出し、小数点以下第２位（小数点以下第３位切捨て）までの数値を求めるものとする。

３　建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第２位までの数値を合計した数値とするものとする。

４　１棟の建物が２以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前２項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第４条　建物等の費用負担額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

２　構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。

（１）　第２４号様式「修復工事費積算調書」に計上する項目ごとに第２６号様式「数量計算書」を用いて行う。

（２）　前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第３位（小数点以下第４位切捨て）まで求める。

（３）　前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第２位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第３位まで算出する。

（修復工事費積算調書に計上する数値）

第５条　第２４号様式「修復工事費積算調書」に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第２条による計測値を基に算出した数値とする。

（１）　建物等の面積は、第３条第２項で算出した数値とする。

（２）　構造材、仕上げ材その他の数量は、第４条第２項第２号及び第３号で算出したものを小数点以下第２位（小数点以下第３位四捨五入）で計上する。

（費用負担額等の端数処理）

第６条　費用負担額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。

（１）　費用負担額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき１円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て
10,000円以上のとき100円未満切り捨て

（２）　建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあっては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、１円未満切り捨てとする。

（３）　建物の1平方メートル当たりで算出する単価は、100円未満切り捨てとする。

（４）　建物等の費用負担額の単価は、次による。

100円未満のとき１円未満切り捨て 100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て 10,000円以上のとき100円未満切り捨て

第２節　建物等の調査

（調査）

第７条　建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。

２　事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、第１２号様式「損傷調査書」に調査内容を記載するとともに、第８号様式「調査立会い確認書」に調査内容を確認した旨の署名・押印を求めるものとする。

（事前調査における一般的事項）

第８条　事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

（１）　建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係

（２）　建物ごとに実測による間取り平面及び立面

（３）　建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行う。

（４）　その他　第１２条の調査書及び図面の作成に必要な事項

２　前項第３号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記項証明書を請求するなどの方法により調査を行うものとする。

（事前調査における損傷調査）

第９条　第８条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

（１）　基　礎

（２）　軸　部

（３）　開口部

（４） 床

（５） 天　井

（６） 内　壁

（７） 外　壁

（８） 屋　根

（９） 水回り

(10) 外　構

２　基礎についての調査は、次により行うものとする。

（１） 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。

（２） コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。

（３） 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。

（４） 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

３　軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。

（１） 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。

（２） 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から１メートルの高さの点とする。

（３） 敷居の傾斜の計測位置は、柱から１メートル離れた点とする。

（４） 計測の単位は、ミリメートルとする。

４　開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。

（１） 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。

（２） 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。

（３） 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。

（４） 計測の単位は、ミリメートルとする。

５　床についての調査は、次により行うものとする。

（１） えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。

（２） 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。

（3） 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。

（4） 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

6　天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。

7　内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

（1） 原則として、すべてのちり切れを計測する。

（2） 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。

8　内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

（1） 原則として、すべての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。

（2） 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

（3） 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。

9　外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

（1） 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から２箇所程度を計測する。

（2） 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

１０　屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。

（1） 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。

（2） 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。

１１　水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

（1） 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、すべての損傷について第８項に準じて行う。

（2） 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。

１２　外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

（写真撮影）

第１０条　第９条に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、次により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

（１）　カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたＳＤカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。

（２）　事前調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。

ア　四方からの外部及び屋根

イ　各室

ウ　測定状況（計測数値が明確になるよう撮影すること）

（３）　第９条の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。

ア　調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名

イ　損傷名及び損傷の程度（計測）

ウ　撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

（事後調査における損傷調査）

第１１条　事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を第８条、第９条及び第１０条の定めるところにより調査するものとする。

２　事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第８条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査するものとする。

第３節　調査書等の作成

（事前調査書等の作成）

第１２条　事前調査を行ったときは、「事業損失に係る建物等の修復費算定業務特記仕様書」別表１により、調査書及び図面を作成するものとする。

（事前調査書及び図面）

第１３条　前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

（１）　第２号様式「事前・事後調査位置図」は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。

（２） 第４号様式「事前・事後調査見取図」は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。

ア　調査を実施した建物等については、第３号様式「建物等調査一覧表」で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。

イ　縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。

（３） 第３号様式「建物等調査一覧表」は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が２棟以上の建物を所有している場合）の順に建物の所在、地番及び所有者等並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。

（４） 第５号様式「建物等調査書（平面図・立面図・詳細図等）」は、第８条及び第９条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。

ア　建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。

イ　建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。

ウ　その他詳細図等（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。

エ　工作物の調査図は、損傷の状況及び程度によりア、イ及びウに準じて作成する。

（５） 第１２号様式「損傷調査書」は、第８条及び第９条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

（６） 写真は、撮影したものをカラーのサービス判でプリントし、第７号様式「写真帳」に所定の記載を行ったうえで第６号様式「写真説明表」とともにファイルする。

（事後調査書等の作成）

第１４条　事後調査を行ったときは、第１２条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、「事業損失に係る建物等の修復費算定業務特記仕様書」別表１により、調査書及び図面を作成するものとする。

第４節　建物等の算定

（費用負担の要否の検討）

第１５条　費用負担の要否の検討は、事前調査及び事後調査の結果を比較検討し、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、若しくは損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

（費用負担の内容）

第１６条　費用負担の内容は、次により判断するものとする。

（１）　費用負担の内容は、原則として、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復し、又は復元すること（以下「原状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、原状回復は、建物等の使用目的及び使用状況、損害等の発生箇所及び発生状況並びに建物等の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行う。

（２）　前号により負担する原状回復に要する費用は、次に掲げる方法のうち技術的及び経済的に合理的と認めるものによる費用とする。

ア　建物等の損傷箇所を補修する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っていないため、主として壁、床、天井等の仕上げ部を補修することによって原状回復を行う方法）

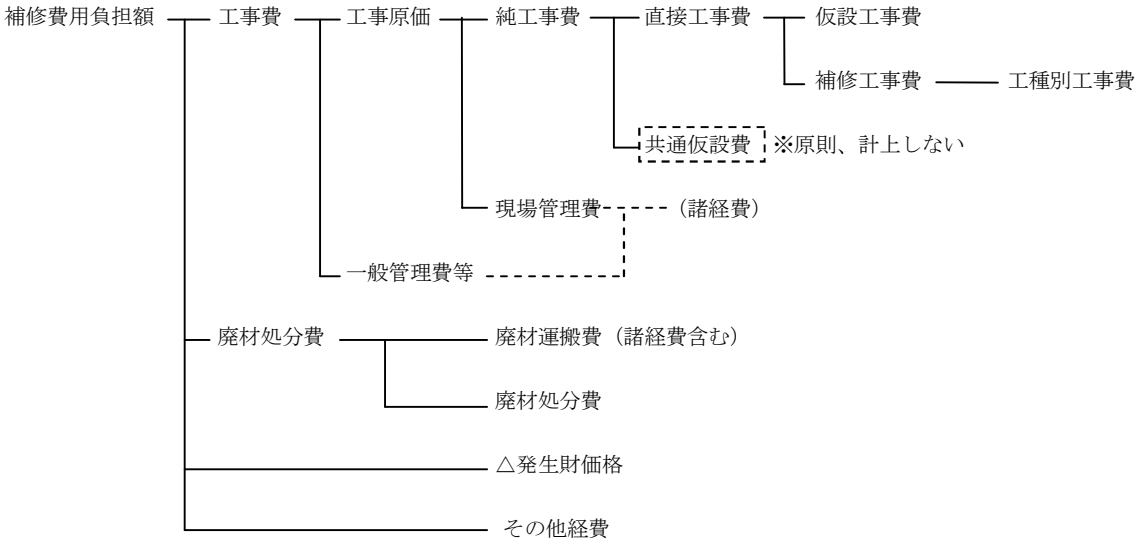
イ　建物等の構造部を矯正する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っているため、基礎、土台、柱等の構造部を矯正したうえ上記(1)の補修をすることによって原状回復を行う方法）

ウ　建物等を復元する方法（建物等に生じた損傷が建物等の全体に及び、上記(1)(2)に掲げる方法によっては原状回復することが困難であるため、従前の建物等に照応する建物等を建設することによって原状回復を行う方法）

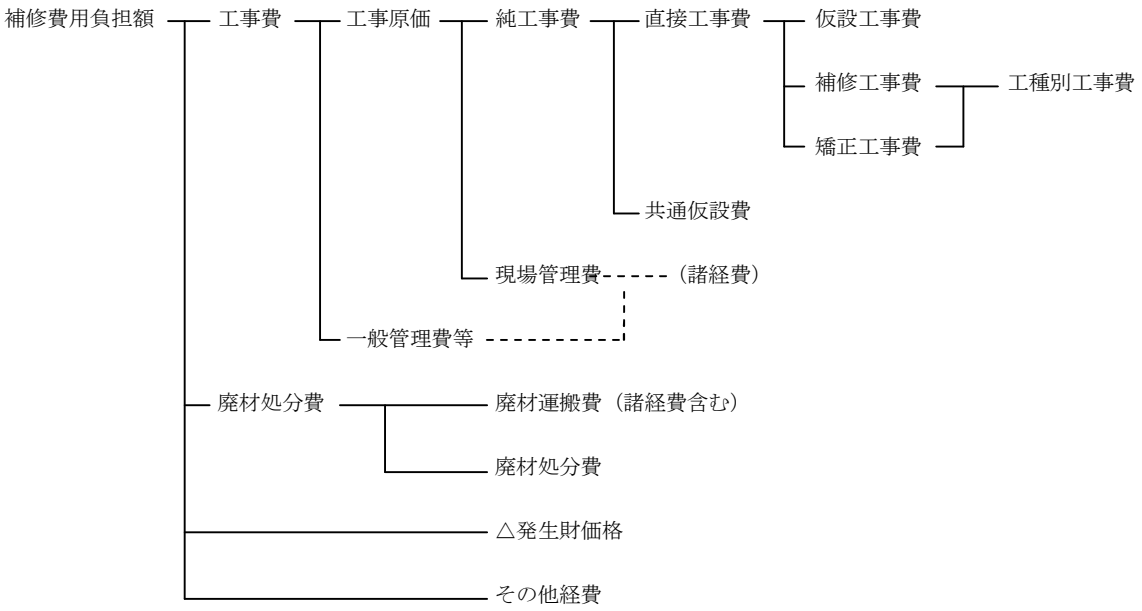
（費用負担額の構成）

第１７条　第１６条第２号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。

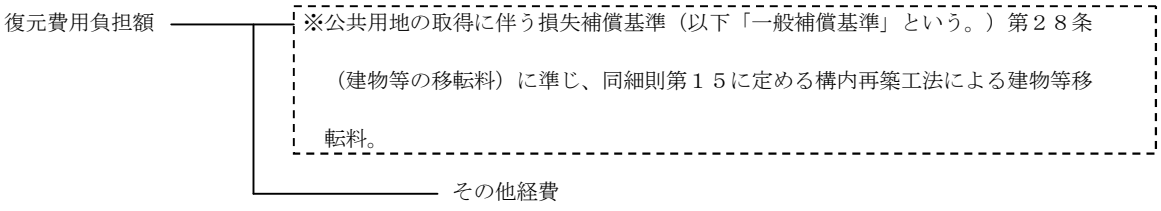
〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉



〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



〈建物等を復元する方法による場合〉



２　共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費、簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金、水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）及びその他費用

（２）　現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

（３）　一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（算定単価）

第１８条　費用負担額の算出に用いる単価は、損失補償算定標準書の単価によるものとする。ただし、損失補償算定標準書に記載のない単価については、市場調査により求めるものとする。

（数量積算）

第１９条　工種別工事費算出の数量等は平面図・立面図等及び損傷調査書に基づくものとする。

（仮設工事費）

第２０条　仮設工事費は、工種別工事の内容に応じた通常必要な直接仮設項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工数量×単価

（補修工事費）

第２１条　補修工事費は、次の各号に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。なお、補修の方法と範囲については、別表修復基準を標準とする。

（１）　土工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工数量×単価

（２）　地業工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工数量×単価

（3） 基礎工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。なお、基礎工事費は、第４号の「コンクリート工事費」、第５号の「型枠工事費」及び第６号の「鉄筋工事費」の複合工事費である。

ア　布コンクリート等基礎

工事費＝布基礎長×単価

イ　束石

工事費＝束石数量×単価

ウ　基礎クラック補修

工事費＝クラック長×単価

（4） コンクリート工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工数量×単価

（5） 型枠工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。工事費＝施工数量×単価

（6） 鉄筋工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　鉄筋・加工組立

工事費＝施工重量×単価

イ　溶接金網敷

工事費＝施工面積×単価

（7） 鉄骨工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　鉄骨加工・組立・建方

工事費＝施工重量×単価

イ　アンカーボルト埋込

工事費＝施工本数×単価

ウ　クローラクレーン使用料

工事費＝施工時間×単価

エ　トラック使用料

工事費＝施工日数×単価

（8） 組積工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　コンクリートブロック積

工事費＝施工面積×単価

イ　ブロック積塀・笠木

工事費＝施工長×単価

ウ　目地切れ補修

工事費＝施工長×単価

（9）　防水工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　アスファルト防水

工事費＝施工面積×単価

イ　シーリング

工事費＝施工長×単価

(10)　屋根工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　日本瓦葺

工事費＝施工面積×単価

イ　屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（5枚まで）

工事費＝施工箇所×単価（一式）

ウ　屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（6枚以上）

工事費＝屋根瓦葺ズレ補修（5枚まで）＋施工面積×単価

エ　屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺補修（10㎡まで）

工事費＝施工箇所×単価（一式）

オ　日本瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）

工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価

カ　日本瓦葺補修（補足材再使用）

工事費＝施工面積×単価

キ　洋瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）

工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価

ク　洋瓦葺補修（補足材再使用）

工事費＝施工面積×単価

(11)　石工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。工事費＝施工面積×単価

(12)　タイル工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　床磁器質タイル

工事費＝施工面積×単価

イ　目地切補修

工事費＝施工長×単価

(13)　左官工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　床モルタル塗

工事費＝施工面積×単価

イ　外壁等亀裂充てん

工事費＝施工長×単価

(14)　木工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　床ラワン合板張

工事費＝施工面積×単価

イ　木造ころばし床組補修（補足材使用）

工事費＝施工面積×単価

(15)　金属工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　軒どい

工事費＝施工長×単価

イ　集水器[じょうご]

工事費＝施工箇所×単価

ウ　軒どい補修

工事費＝施工長×単価

(16)　建具工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　木製建具調整

工事費＝建具箇所×単価

イ　アルミドア調整

工事費＝建具面積×単価

(17)　ガラス工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工面積×単価

(18)　塗装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　合成樹脂調合ペイント

工事費＝施工面積×単価

イ　オイルステイン塗（細物）

工事費＝施工長×単価

(19)　内外装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工面積×単価

(20)　設備工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　屋外給水配管

工事費＝施工長×単価

イ　立水栓

工事費＝施工箇所×単価

ウ　非水洗半底便器

工事費＝施工箇所×単価

エ　セパレート型・エアコン

工事費＝施工箇所×単価

(21)　工作物工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　塀用コンクリート基礎

工事費＝施工長×単価

イ　土間コンクリート叩き

工事費＝施工面積×単価

ウ　土間コンクリートクラック補修

工事費＝施工長×単価

(22)　解体工事費は、必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

ア　コンクリート布基礎解体

工事費＝施工長×単価

イ　玉石基礎解体

工事費＝施工箇所×単価

ウ　コンクリート撤去

工事費＝施工体積×単価

エ　鉄骨解体

工事費＝施工重量×単価

オ　床・モルタル塗撤去

工事費＝施工面積×単価

カ　内装・タイル張撤去

工事費＝施工面積×単価

キ　天井クロス張撤去

工事費＝施工面積×単価

ク　外壁・モルタル塗撤去

工事費＝施工面積×単価

ケ　屋根・かわら撤去

工事費＝施工面積×単価

コ　防水層撤去

工事費＝施工面積×単価

サ　建具撤去（木製）

工事費＝建具枚数×単価

シ　建具撤去（金属製）

工事費=建具面積×単価

ス　水洗和風便器撤去

工事費＝施工箇所×単価

セ　セパレート型・エアコン撤去

工事費＝施工箇所×単価

ソ　塀用コンクリート基礎撤去

工事費＝施工長×単価

タ　土間コンクリート叩き撤去

工事費＝施工面積×単価

（矯正工事費）

第２２条　木造建物（土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物に限る。）に関する矯正工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算出するものとする。ただし、土台、柱等の構造部又は基礎に係る従前の損傷が拡大した場合で、従前の状態、拡大の程度等を勘案して必要と認められるときは、適正に定めた額を減額するものとする。

（１）　沈下矯正工事費

工事費＝Ｐ×（Ａ×α×β）×（Ｂ×γ）×Ｃ＋Ｄ

Ｐ　沈下矯正工事単価（円／㎡）・・損失補償算定標準書の単価による。

Ａ　建築面積（㎡）・・・・・・・・・矯正を必要とする建物の建築面積とし、同一の所有者で複数の建物の場合は個別に算定する。

α　規模補正率・・・・・・・・・・（表―１）による。

β　２階建補正率・・・・・・・・・（表―２）による。

Ｂ　工法係数・・・・・・・・・・・（表―３）による。

γ　作業環境補正率・・・・・・・・（表―４）による。

Ｃ　施工面積補正率・・・・・・・・（表―５）による。

Ｄ　基礎の解体・新設費又は部分補修費（基礎コンクリート打ち増し費等）

・・・・・・・「第２１条補修工事費」中の「(3)基礎工事費」、「(4)コンクリート工事費」及び「(22)解体工事費」等に基づき求める。

（留意事項）

注―１　沈下矯正工事に伴い次の補修工事が必要となる場合は、「第２１条補修工事」の各項目に基づき補修工事費として算定すること。

・土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設費

・基礎面と一体仕上げとなっている内外壁の補修費

・給排水設備（機器又は配管）等の補修費

注―２　沈下矯正工事単価には、次の仮設工事費が含まれている。

・基礎の解体・新設等に伴う遣り方、墨出し

規模補正率（α）は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

（表―１）

建築面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
補正率	1.15	1.04	1.00	0.93	0.87	0.76	0.61

注)前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

２階建補正率（β）は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

（表―２）

建築面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
補正率	1.00	1.09	1.14	1.23	1.33	1.53	1.87

工法係数（Ｂ）は、次表の工法の区分に対応した率とする。

（表―３）

工法	判断基準	係数
Ａ工法	根がらみを設置し、建物全体を仮受けして沈下修正する場合 （基礎部分に損傷が見られ、基礎の全部又は一部について新設する必要があると認められる場合、沈下量が概ね５㎝以上あり、建物全体の平衡を確保する必要がある場合など)	1.00

Ｂ工法	根がらみを設置することなく、沈下した部位のみを矯正する場合（沈下量が概ね５㎝未満であり、基礎自体には損傷がない場合又は基礎コンクリートの打ち増し等部分補修による場合など）	0.68

作業環境補正率（γ）は、次表の作業環境の区分に対応した率とする。

（表―４）

作業環境	判断基準	係数
Ⅰ	建物の全周囲に作業スペース（概ね1.0m以上）を確保することが可能であり、かつ、１階に畳の部屋を有するなど、１階床の撤去・復旧が容易な建物の場合	1.00
Ⅱ	Ⅰ及びⅢ以外の場合（建物の一辺の一部で作業スペース（概ね1.0m以上）が確保できない場合など）	1.15
Ⅲ	建物の一辺全てに全周囲に作業スペース（概ね1.0m以上）が確保できない場合で、工事が建物内の建物下となる場合	1.30

注） Ｂ工法を採用する場合は、原則として、当該補正は考慮しないものとする。ただし、建物の周囲に作業スペースが確保できない等により、ほとんどの作業が建物内からの作業となることが予想されるような場合にあっては、作業環境Ⅱ（補正率1.15）を限度として補正することができるものとする。

施工面積補正率(Ｃ)は、次表の損傷区分に対応した率とする。

（表―５）

損傷区分	判断基準	補正率
Ⅰ	建物の四隅に沈下が認められる建物	1.00
Ⅱ	建物の三つの隅で沈下が認められる建物	0.75
Ⅲ	建物の二つの隅で沈下が認められる建物	0.50
Ⅳ	建物の一つの隅で沈下が認められる建物	0.25

注） ① この表によることが適当でないと認められる場合は、別途沈下修正を要する面積を算出し、建築面積で除することにより、施工面積補正率を算出するものとする。

② A工法を採用する場合は、当該補正率の考慮を要しない。

（２） 柱の傾斜矯正工事

工事費＝施工本数×単価

（３） 敷居の隙間矯正工事

工事費＝施工箇所×単価

（４） 土台の取替え工事

工事費＝Ｕ×ｍ十Ｖ

Ｕ　根がらみ１㎡当たりの土台補強工事単価

・・・損失補償算定標準書の単価による。

ｍ　根がらみ施工面積（㎡）　・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

Ｖ　土台の取替え工事費（円）・・・損失補償算定標準書の単価による。

（５） 柱の根継ぎ補強工事

工事費＝Ｕ×ｍ十Ｖ

Ｕ　根がらみ１㎡当たりの土台補強工事単価

・・・損失補償算定標準書の単価による。

ｍ　根がらみ施工面積（㎡）　・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

Ｖ　柱の根継ぎ補強工事費（円）・・損失補償算定標準書の単価による。

２　前項以外の建物等の矯正工事費については、別途、個別見積等により算出するものとする。

（共通仮設費）

第２３条　建物の損傷箇所を補修する方法による場合の共通仮設費は、原則として、計上しないものとする。

２　建物の構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、原則として、次の式により算出するものとする。

共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率（３％）

３　工作物の損傷箇所を補修する方法及び構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、計上しないものとする。

（諸経費）

第２４条　建物等の損傷箇所を補修する方法による場合及び建物等の構造部を矯正する方法による場合の諸経費は、原則として、純工事費に別表諸経費率を乗じて算出するものとする。

（廃材処理費）

第２５条　補修又は矯正工事に伴い発生する廃材等の運搬及び処分に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。

（１） 廃材運搬費　廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用を算定する。

（２） 廃材処分費　廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等に基づき算定する。

（３） 廃材等の数量　補修工事量を基本とし、個別の工事に応じて求める。

（発生材価格）

第２６条　発生材価格は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

（その他経費）

第２７条　その他経費は、「川崎市の事業の施行に伴う損失補償基準」第３７条に準じて、建物等の原状回復に伴う仮住居選定に要する費用、就業できないことにより生ずる損失の補償額等、必要となる経費を計上するものとする。

（費用負担額の算定）

第２８条　建物等の損傷箇所を補修する方法及び建物等の構造部を矯正する方法の費用負担額は、第２４号様式「修復工事費積算調書」により算定するものとする。

事業損失に係る建物等の修復費算定業務特記仕様書

１　総　　則

（総　則）

第１条　この特記仕様書は、川崎市下水道事業が施行する工事等に伴って振動、地盤変動等が発生した場合の建物等への影響を把握するため、調査の結果に基づく建物等の修復費算定業務の仕様を示すものである。

２　この特記仕様書に記載のない事項又はこの特記仕様書により難い事項については、「地盤変動影響調査特記仕様書」によるものとする。

（業務施行の原則）

第２条　この特記仕様書による各業務は、工事等に伴い建物等に損傷が発生した場合、その修復等の補償に係るものであるので、調査委託請負者（以下「乙」という。）は、正確かつ良心的に業務を施行するものとし、業務の施行にあたって、所有者等に不信の念を抱かせるような言動は厳に慎むとともに、所有者等の質問に対しては、自己の憶測による答弁をしてはならない。

（監督員）

第３条　この特記仕様書において監督員とは、発注者（以下「甲」という。）が業務の施行について監督を行う者として、乙に通知した甲の職員をいう。

（疑　義）

第４条　乙は、業務の施行にあたり、疑義を生じた事項については、監督員の指示を求め、その指示に従わなければならない。

（業務従事者の資格等）

第５条　乙は、業務を行う場合、建築士法第２条第１項に定める建築士の資格を有する者又はこれと同等の能力及び経験を有する者を従事させなければならない。

（検査等）

第６条　乙は、業務について甲が行う検査に、業務従事者を立会わせなければならない。

２　乙は、前項の検査に必要な資料の提出その他の処置について、監督員の指示に従わなければならない。

３　検査の方法は、修復費積算報告書（以下「報告書」という。）と現場との照査とする。

４　乙は、検査の結果、報告書に誤り又は不備が発見されたときは、直ちに訂正又は再調査を行うものとし、このために要する費用は乙の負担とする。

５　乙は、業務の施行状況について監督員が行う審査に、業務従事者を立会わせなければならない。

（秘密の保持）

第７条　乙は、この請負業務に関して知り得たことを他にもらしてはならない。

２　調査業務

（調査区域）

第８条　調査区域は、川崎市全区とする。

（所有者等の立会い）

第９条　乙は、調査を行う場合、あらかじめ所有者等に通知し、調査実施時の立会を求めるものとする。ただし、所有者等の立会いが得られない等特段の事情があるときは、監督員の指示を求め、その指示に従うものとする。

（調査日及び調査時間）

第１０条　乙は、調査日及び調査時間を設定するにあたっては、所有者等の都合に合わせ監督員の了解を得ること。

２　調査実施中に調査が円滑に行い得ない事情が生じた時は、監督員に報告し、指示を受けること。

（作業日報）

第１１条　乙は、調査の実施状況及び所有者等の質問等補償業務に参考となる事項について記載し、作業日報として監督員に報告すること。

３　修復費の算定業務

（要修復箇所の抽出）

第１２条　乙は、修復費の算定業務を実施するにおいて、事後調査資料に基づき、建物等別に修復を要する箇所を抽出し、これを所有者別にとりまとめるものとする。

２　前項に定める要修復箇所の抽出は、別に定める「地盤変動影響調査特記仕様書」によるものとし、同特記仕様書によって判断が困難な場合等疑義があるときは、監督員の指示に従うものとする。

（修復費の算定）

第１３条　乙は、前条の要修復箇所及びその修復工事の概要について、監督員の確認を得た上、「地盤変動影響調査特記仕様書」に基づき当該修復に要する費用の額を算出し、修復工事費積算調書（第２４号様式）、修復工事内訳書（第２５号様式）、数量計算書（第２６号様式）を作成するとともに、当該修復箇所を平面図、立面図、展開図及び屋根伏せ図上に着色して、表示するものとする。

２　前項に定める算定にあたって、修復工事の工法その他についての疑義があるときは、監督員の指示を求め、その指示に従うものとする。

３　修復工事数量は、図面等と照合出来るように修復箇所ごとに記入すること。

４　資材単価等（労務費を含む）は、「損失補償算定標準書（事業損失編）」（関東地区用地対策連絡協議会編）によるほか、財団法人経済調査会発行「積算資料」、財団法人建設物価調査会発行「建

設物価」及び建築資料研究社「積算ポケット手帳前期編」によるものとし、他の資料から採用したものについては、その採用理由及び根拠を明記すること。なお、ページも合わせて記入すること。

5　建設物価及び積算資料に掲載されている単価が公表価格（カタログ等に表示する価格。いわゆる「定価」。）で掛け率がない場合及び、積算ポケット手帳に掲載されている単価を使用する場合は、掲載単価に８０％を掛けて使用するものとする。

6　一式計算は避けること。やむを得ないときは、その理由を明記すること。

7　諸経費率は、所有者ごとの修復費に応じて計上する。なお、諸経費率は別途指示する。

8　積算調書には、積算者氏名、積算年月日、積算有効期限を記入すること。

4　報告書

（報告書）

第１４条　乙が、甲に提出する報告書の添付資料は、別表１「提出書類一覧表」によるものとする。

別表１

提出書類一覧表

事　前　調　査		事　後　調　査		修復費算定	
様　式	様式項目	様　式	様式項目	様式	様式項目
表　紙	事前調査報告書	表　紙	事後調査報告書	表　紙	事後調査及び修復費積算報告書
第１号様式	(事前)・事後調査書	第１号様式	事前・(事後)調査書	第１号様式	事前・(事後)調査書
第２号様式	(事前)・事後調査位置図	第２号様式	事前・(事後)調査位置図	第２号様式	事前・(事後)調査位置図
第３号様式	建物等調査（(事前)・事後）一覧表	第３号様式	建物等調査（事前・(事後)）一覧表	第３号様式	建物等調査（事前・(事後)）一覧表
第４号様式	(事前)・事後調査見取図	第４号様式	事前・(事後)調査見取図	第４号様式	事前・(事後)調査見取図
第５号様式	建物等調査書（平面図，立面図，詳細図等）（(事前)・事後）	第５号様式	建物等調査書（平面図，立面図，詳細図等）（事前・(事後)）	第５号様式	建物等調査書（平面図，立面図，詳細図等）（事前・(事後)）
第６号様式	写真説明表（(事前)・事後）	第６号様式	写真説明表（事前・(事後)）	第６号様式	写真説明表（事前・(事後)）
第７号様式	写真帳（(事前)・事後）	第７号様式	写真帳（事前・(事後)）	第７号様式	写真帳（事前・(事後)）
第８号様式	調査立会確認書	第８号様式	調査立会確認書	第８号様式	調査立会確認書
第９号様式	家屋高低差水準測定調査書	第９号様式	家屋高低差水準測定調査書	第９号様式	家屋高低差水準測定調査書
第１０号様式	水準測定写真帳（(事前)・事後）	第１０号様式	水準測定写真帳（事前・(事後)）	第１０号様式	水準測定写真帳（事前・(事後)）
第１１号様式	井戸(事前)事後調査書	第１１号様式	井戸事前・(事後)調査書	第１１号様式	井戸事前・(事後)調査書
		第１２号様式	損傷調査書	第１２号様式	損傷調査書
		第１３号様式	損傷状況報告書	第１３号様式	損傷状況報告書
		第１４号様式	下水道工事完了のお知らせ	第１４号様式	下水道工事完了のお知らせ
		第１５号様式	苦情・損傷（被害）申出記録簿	第１５号様式	苦情・損傷（被害）申出記録簿
		第１６号様式	損傷箇所復旧完了承諾書	第１６号様式	損傷箇所復旧完了承諾書
第１７号様式	予防措置報告書	第１７号様式	予防措置報告書	第１７号様式	予防措置報告書
				第２０号様式	当該工事実施工程表
				第２１号様式	補償対象物件平面図
				第２２号様式	補償対象物件横断面図
				第２３号様式	事業損失調書
				第２４号様式	修復工事費積算調書
				第２５号様式	修復工事内訳表
				第２６号様式	数量計算書
				第２７号様式	説明記録簿
			登記簿調査		登記簿調査